

令和2年 第3回松田町議会定例会 会議録 (第4日目)

令和2年9月18日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	渋谷 好 人
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	参 事 兼 総 務 課 長	工 藤 義 孝
税 務 課 長	早 野 政 弘	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	依 田 貞 彦	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹 内 淳	書 記	鈴 木 美 紅
---------	-------	-----	---------

5. 議事日程

日程第1 認定第1号 令和元年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について（一般会計決算審査特別委員会報告）

追加日程第1 議案第47号 令和2年度松田町一般会計補正予算（第10号）

- 追加日程第 2 議案第47号 令和 2 年度松田町一般会計補正予算（第10号）（一般会計補正予算審査特別委員会報告）
- 日程第 2 発議第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第 3 陳情第 1 号 少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定数改善、義務教育費国
庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意
見書採択の要請について（総務文教常任委員会報告）

6. 議会の状況

議 長 皆さんおはようございます。松田町議会定例会本会議第 4 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、大変御苦労さまです。

本日も引き続き、新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は10席とし、マスクの着用、くしゃみ・せき・発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などをお願いしています。議員並びに町長以下職員も、マスクの着用を許可しますが、発言の際は内容を明確にし、マイクを活用して発言してください。また、町長の説明は、今まで以上に的確かつ分かりやすく、議員各位におかれましても、要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。休憩中は窓を開けるなどして、換気を行ってください。また、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で、必要な人員とします。

なお、クールビズ期間中であります。適宜、上着の着脱をして結構です。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は、議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（9時00分）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「認定第1号令和元年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について（一般会計決算審査特別委員会報告）」を議題といたします。

本件については、一般会計決算審査特別委員会の審査報告を求めます。委員長、南雲まさ子君。

一般会計決算審査
特別委員長

皆様おはようございます。決算審査特別委員会報告書。本委員会は、9月16日に委員6名全員出席のもとに、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和2年第3回議会定例会において付託された認定第1号令和元年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について、慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決により、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

2、審査の内容。歳入については一括、歳出については各款を単位として、適切な執行がされたかを中心に審査を行いました。

なお、今後は次のことについて十分留意されたい。

(1) ふるさと応援寄附金に対する返礼品は、地場産品の振興を図るとともに、魅力的な物産品を開発し、歳入増に努められたい。なお、開発に補助金を出したのものについては、しっかりと検証されたい。

(2) 各種委託料の成果品のうち、計画書の類に関するものは、実施内容や、その効果を適宜報告されたい。

(3) 指定管理委託料の中で、スプラポ、ドッグラン、ロウバイ園等の運営状況、経営報告の検証を行い、適宜報告されたい。

(4) 歳出の中で不用額が多く見受けられるが、十分精査分析し、予算計上されたい。

なお、何か御質問があれば、ほかにも委員がいますので、御発言をお許しく下さい。

議 長 一般会計決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

5 番 田 代 それでは1点質問させてください。審査内容の、条件つけた関係の3番です。

指定管理委託料の中で、スプラポ、ドッグラン、ロウバイ園の運営状況、経営報告の検証を行い、適宜報告されたいとなっております。この中で、決算書を見ますと、令和元年度。平成31年です。それと、1年遡りまして、平成30年度ですか。継続で、継続事業として、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進。この中で、女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業ということで、旧松田土木事務所、これを改築して、国の創生資金を頂いて改築して、今の現在の、ここで言うスプラポという名称になって動き始めてるんですけども、このことについてお伺いいたします。

まず1点目が、この施設については平成30年、また31年に動いてるときに、事務局からいろいろ説明いただいた資料の中では、女性の雇用の創出や総合支援、生活支援の実施等を通じ、地域経済の活性化を図ることを目的に行うんだということになってます。それで、ここで令和元年度に完成して、11月1日にオープンしております。そのことについてお伺いしたいのが、その所期の目的に対して半年間、11月から5か月ですか、実績が出たわけなんですけども、その成果状況、これらについてどのように審査されたのかお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

7 番 南 雲 スプラポについては、なかなか女性が輝くというところまで、なかなか進まない中で、あのような形に持っていかれたということで、今回の質問では、そこまで掘り下げて質問をすることがなかったということで、資料を請求させていただいて、こちらで、こちらの委員会のほうで、やりっぱなしという形ではなく、やはり細かく報告が欲しいということで結論をいたしました。以上です。

5 番 田 代 ちょっとくどいようですけども、この事業についてはハード事業で、平成30年、また令和元年の投資額が6,274万、ハードに入れております。それ以外に、調査業務委託、どういうふうなことをやろうかという関係や、女性の起業家育成のための委託料、拠点施設の開業準備、そういったものに全部で1,700万ぐらい、ソフト事業で入れております。まさに30、31年度の、令和元年度までの1つの目玉の事業ではないかと考えております。私も委員会傍聴させていただいたときに、副町長に質問されたときに、今後の状況ですか、そういう総論的な質問をされたときに、極力自走式でやっていくと。一般財を持ち出して

はなくて、この施設については、テナントとかそういう入居者の方から頂く家賃収入、そういったもので行って来いになるような方向でやっていくよと、そういう答えをいただいたのを、私、聞いております。

そのようなことから、この報告書、私も頂いたんですけども、9月16日の決算特別委員会資料、この収支予測で一応いろいろ出ております。私、この入居状況からすると、立派な成果ではないかなと思います。これを管理、これから検証していくということなんですけども、この資料を見て、どういうふうに委員さんとして感じられたか。資料は頂いただけとお話しされましたけれども、これはやはり私、大きい事業だと思うので、特別委員会の審査の一つの柱になるのかなということで、これについてどういうふうにお考えになられたか。それについてお答えをお願いいたします。

7 番 南 雲 今、特別に野口建設さんが賃貸料、賃貸借料として入ってるのが1,500万ございます。これが、継続的に入るかということが懸念されますけれども、これを見た限りではすばらしい成果だと感じております。以上です。

5 番 田 代 回答ありがとうございます。それではこの指摘事項3にあるように、これからの経営報告、これを頂いて、検証を我々議員はしていくということで理解をさせて、質問を終わります。終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 1点ですね、お伺いをいたします。特別委員会の中で決算審査ですね、一日かけて行われたということで、御苦労さまでした。その中でですね、平成元年度におきましては町債ですね、町の借金の額が決算のほうの、決算書ではですね、元年度の発行額が4億9,360万円という、かなりの額になっています。またですね、今年度以降、松田小学校建設事業、防災行政無線のデジタル化の残りど、大分大きいですね、事業が進展をしていくというふうに思います。その中で、平成30年度の発行額4億9,360万円というものが、松田町の今後の財政事情において、どういうふうな、これからその借金を返済をしていく中の影響についてですね、どのような影響があるかについてですね、お伺いをさせていただきたいと思います。

7 番 南 雲 町債についてのお話は出ませんでした。それで、やはりここで…委員長の考

えでもよろしいですか。それとも委員会で出たお話。（「出なければいいですよ。」の声あり）あ、はい。出ませんでした。すみません。

6 番 井 上 聞きたいことはですね、その金額がどうかではなく、これからですね、元利償還が始まると、その元利償還、30年度だけでも約5億弱の町債の借り入れに対する償還がですね、あと3年、または5年後に始まっていくという中で、全体的な公債費比率、財政に対する影響、そのときの財政事情がどういうふうな推測をされるのかというのをお聞きをしたかったわけです。以上で終わります。

議 長 ほかにございますか。この辺で質疑を…あ、はい。

8 番 中 野 2点ほどお聞きいたします。この報告書の中にも附帯条件として記されておりますが、1番目のふるさと応援寄附金ですね。これは大変有意義な、またありがたい寄附金ということで、財源確保のすばらしい手段であろうかと思っておるところでございます。それで近隣市町でも、最近ではこの確保に躍起となっているというのが状況でございます。我が松田町でも、そのようにあるはずなんです、昨年度より若干減っておりますね、寄附金が。130万ぐらいが減ってるんですが、そして8,800万ということでございます。この附帯条件の中にも、特産品を、地場産品を活用した特産品の開発に努められたいということでございます。これは毎年毎年同じようなことが言われてきておるわけではございますが、いまだにまだこれぞといった、これがベストですよというような特産品が、開発というものがなされてないのが現状でございます。地場産品を使った特産品開発に努めることということは、うたわれてはおりますけれども、その辺のところのやり取りで、特に町側から具体的な回答はなかったでしょうか。

7 番 南 雲 そうですね、内容についてはございませんでした。ただ、町のほうでも、ガバメントクラウドファンディング、町の事業に対する寄附とか、企業版ふるさと納税を10月から進めていくなどの、すごい前向きな、ポジティブな御意見を頂くことができました。以上です。

8 番 中 野 そうですか。例えば一つの例出しますと、隣の南足柄市さんなんていうのは、今まで返礼品としてなかったアサヒビール、缶ビールですね。これが加わりまして、今では断トツ、南足柄市の返礼品の中の断トツのトップだそうござい

ます。約、私が聞き及んでるところによりますと、毎日毎日350ミリ缶、約、小売価格で4,300万円ぐらいするんですか。ですから、それから想定しますと、1万円に対しての返礼品と、1ケース。それが毎日500ケースほど、返礼品として発送されてるそうです。そうしますと、それだけで年間十七、八億円、十七、八億円の寄附金がある計算になります。いきなりなんですよ。我が町にはそういった大きな特産品となるものはありませんから、ただただすごいなと言って指をくわえているだけにしか思えませんが、まず、私は何度も申しませけども、この南足柄のような形に一遍になると言っても無理なものかと思いますが、各町が躍起になっているのがこのふるさと納税でございます。我が町でもきっちりとした、本腰を入れた特産品開発、そして返礼品開発というものに力を入れていっていただきたいと思うんですが、今、5町でもって、5社でもって返礼品の業務に当たっていただいて、今現在、返礼品の品種、何品種あるのか。また、その中でベスト3は何なのかというような疑問点は持たれましたでしょうか。お聞きしましたでしょうか。

7 番 南 雲 はい、質問には出ませんでした。

8 番 中 野 出ませんでしたって、ああ、そうですね。聞かなかった、聞かれませんでしたということですね。多分昨年度ですと、126品目というふうに私は記憶しておるんですが。そしてナンバー3はやはり、足柄牛、ミカン、お茶あたりだったかなというふうに思います。それが悪いということではないんですが、それにとって代わる、非常に残念なことです。松田町の特産品というとミカンとお茶と、すぐ答えられますけども、生産者の方には失礼なんです。ミカンとお茶はじり貧ですよ。じり貧です、私から言わせていただければ。これがナンバー3を占めているようでは、松田町のふるさと納税の増加というものは見込めないのではなからうかなと、そんなふうに思っているところでございます。行政の皆様方には、本当に本腰を入れて開発に取り組んでいただきたいと思う次第でございます。

それと、2点目よろしいですか。ページ69ページになりますが、負担金補助及び交付金433万、69ページです。その中の、住宅取得促進奨励金150万、昨年は280万です。2世帯同居等支援奨励金240万、昨年は360万。そしてふるさと

松田同窓会助成費用36万、去年は37万と。いずれもが…同窓会助成は横ばいですが、いずれもが大幅に交付金補助、交付金が減っているわけでございます。これも始められて数年がたつと思うんですが、果たして減っている原因が、要因が、もう松田町には新しく建てる土地がないから、だんだん、だんだん減っていったらどうか、そういった要因ならば仕方ないんですが、私はそろそろもうマンネリではなからうのかなと。俗に言う、大変失礼な言い方かもしれませんが、ばらまき事業ではなからうかなと思うんですが、そういった疑問点は出ませんでしたか。

7 番 南 雲 出ました。それで負担金のところで、減ってはいるんだけど…今、ごめんなさい。あれですね、2世帯同居の住宅取得という話ですね。はい。その話は出ませんでした、はい。（「出た。」の声あり）出ました。ごめんなさい。寺嶋さんのほう…。

議 長 挙手してください。

11 番 寺 嶋 では、補足ということで発言させていただきます。69ページの負担金交付金ですけど、企画費ということで、定住少子化対策ね。この件では、住宅取得促進奨励金が15件で、45名の方がね、新しく増えたと。それから2世帯同居支援奨励金は9件で3組かな。34名の方が、一応、34名だよな。9件で34名の方がね、一応増えたと。それから、ふるさと松田同窓助成費用では9件が申し込みあって、補助をしました。それで民間賃貸住宅家賃補助ということも、これも2件の方が利用されて、5世帯、2件で5名、5名の方がね、増えたということで、なかなかね、松田町はなかなか人口減少が歯止めがかからないということなんですけども、この最近の件では、社会…自然増はね、人口は亡くなる方が多いから減ってるんですけども、社会増ね、社会増についてはこういう施策がありますので、最近ね、少し増えてるということで、これは重要、大変成果がね、上がってるということで、私は確認をいたしました。以上です。

8 番 中 野 あ、そうですか。大変ばらまきではなからうかというような、失礼な言い方をしてしまったんですが、成果が上がっているということで捉えてよろしいんですか。はい、分かりました。

いずれにしても、この今回の決算書を見ますと、幸か不幸か、自主財源

の根幹である町税、特にその中の法人町民税が大幅に増となり、また、交付税の増加もあり、もろもろの要因が重なりまして、今回の歳入全体が増加したということで、非常に喜ばしいことだとは思っております。この決算の数字が、今後の来年度の予算の基本ということの礎となるわけでございますので、この決算の数字をよくよく精査をしていただきまして、皆様方におかれましては、来年度の予算編成に十二分に取り組んでいただきたいと、そのことを要望して質問を終わります。以上です。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」 の声多数)

異議なしと認めます。

10番 齋 藤 2点だけお聞きしたいことがございます。まず、環境対策費、この町はかなり環境対策に取り組んでる町だと考えております。その中で、クールチョイス、毎年「クールチョイス」という言葉を使って、かなりいろんなことをされてるんですけど、決算額にも449万9,000円という形で出ております。この辺の中身の状況の確認はされたんでしょうか。お願いします。

2番 古 谷 私がちょっとお伺いしましたので、報告させていただきます。ちょっと待ってください。クールチョイスのところですね、はい。予算もですね、大分増えてる、30年度から比べて大分増えてるということで、質問させていただきました。その中にはですね、1社で対応しているということですけども、ワークショップなりイベント事業、またアンバサダー講座を開いて資料等もですね、全戸配布で啓発しているということで伺っております。

1番 唐 澤 補足でお伝えいたします。昨年度よりもかなり増額されている金額なんですけれども、こちらは環境省の補助金が10分の10ということで、先ほど古谷さんも申しました1社、エネルギーを考える会でしたっけ。そちらのところ補助金を引っ張ってきてくださって、前年度よりはかなりたくさん事業を行うことができたということで、細かく確認させていただいております。以上です。

10番 齋 藤 分かりました。そのエネルギーを考えるとかっていう、その辺の資料等は出たんですか。どういうメンバーでいたのかって、ちょっとその辺の情報がこっちには分かってなかったの。

1 番 唐 澤 資料は頂いておりません。

10番 齋 藤 分かりました。約500万近くのいろいろなお金出てますので、環境に対応することは大変いいことだと思います。ただ、使った成果が皆さんに分かるようにしないと、何かやってる意味もなくなってしまうし、やってる人たちだけで終わってしまうのももったいないので、その辺の情報を広めるようなことをお願いしたいと思います。

また、2点目ですけど、農林水産費について、また今年も農泊とかっていう名前でお金出て、トイレ改修工事とか出てます。あそこ、どこっていうんだっけな。萱沼の地区とかの、前にもシンクを直すんだとかということでやられたと思うんですけど、その辺の農泊の状況って、あまり農泊の、言葉は飛び交ってるんですけど、何か実績がよく分からなくて、その辺のことは聞かれたんでしょうか。

7 番 南 雲 質問は出ませんでした。あ、出ましたか。ごめんなさい。

2 番 古 谷 農泊の関係、質問させていただきました。予算がですね、15万…127ページの真ん中ぐらいですけども、15万4,000円ということで、実績のほうが出ております。これどういうところで使われたのかということで、2件ですね、民宿ということで伺っております。以上です。

10番 齋 藤 分かりました。トイレの改修2件ですけど、民宿って、今までたしか萱沼の奥のところの民家、古民家を借りてやられてて、改装してたと思うんですけど、民宿のトイレの改修なんですかね。その辺のことは確認はされたんですか。

2 番 古 谷 萱沼の安藤邸ですね。そこは確認はしておりません。

10番 齋 藤 分かりました。確認はしてないということで。農泊が今度その民宿を使ってやられるのか、ちょっとどのような形で流れるのか分からないんですけど、その辺の今後のことも聞かれてないですよ。

2 番 古 谷 その辺は確認はしてございません。

10番 齋 藤 分かりました。以上で終わります。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

11番 寺 嶋

それでは私のほうは最初ですので、反対討論ということで行わせていただきます。11番 寺嶋正。令和元年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

勤労者の所得減少や、消費税増税による影響で景気は低迷し、町税は減少傾向になっています。歳入決算額は前年度対比5.6%減の46億4,957万円、歳出決算額は前年度対比7.1%減の44億955万円で、歳入歳出差引2億4,002万円の剰余金が生じ、繰越明許費の町民文化センターE S C O事業に要する経費ほか6事業、及び継続費の防災行政無線デジタル化改修事業に係る翌年度へ繰り越すべき財源3,377万円を除いた実質収支額は2億624万円となっています。

歳入では、自主財源の主たる町税は15億8,775万円となり、依存財源の地方交付税は9億471万円、国庫支出金は4億7,112万円、町債は4億9,360万円となっています。

歳出では、性質別に見ると、人件費、扶助費、公債費を含めた義務的経費は19億1,578万円で、物件費、維持補修費、補助費等を含めた経常的な経費は32億8,065万円となっています。令和元年度末の、地方債現在高は43億5,145万円で、結果として町税の不納欠損額は203万円、収納未済額は、収入未済額は6,966万円もあり、収納向上対策が求められています。そして経常的な経費の節減に努め、行政サービス低下にならないように、町財政の身の丈に合った事業に取り組んでいかなければなりません。

普通建設事業では、道路新設改良整備事業や、松田小学校への空調設備整備工事などを行っていますが、令和4年度まで総額30億円超の松田小学校建設事業が行われる予定で、扶助費や公債費の増加等により、今後厳しい財政運営が予測されます。町民の暮らし、福祉の向上に向けて、自主財源を確保するための人口減少抑制策に取り組み、町有地の有効活用、空き家や未利用地の住宅地への誘導などを進めることが大事ではないでしょうか。

決算審査の評価として、予算の執行率は86.3%にとどまっており、年度内の事業執行に努めること、歳出の不用額が多く見受けられるので、十分精査して適正な予算措置をすること。施策的なことでは、定住少子化対策や子育て支援では、小児医療費助成事業、子育て支援センター・ファミリーサポート事業、

給食費保護者負担軽減措置事業など了解しますが、幾つかの問題点を述べておきます。町営住宅管理において、老朽化した空き家住宅は、防災上の観点から適時解体・整地し、適切な時期に草刈り等を行い、住宅地の管理をしっかりと行うこと。関係人口創出拡大推進業務委託は、目的や事業内容が分かりにくくなっており、十分精査すること。国民健康保険事業特別会計繰出金のうち、その他一般会計繰出しをしていないことに納得はできません。経済的に困窮している人に配慮し、保険税の上昇を抑えるために、その他繰入れをすることなどを申し上げまして、反対討論とさせていただきます。以上、よろしくお願ひします。

議 長 賛成の方の討論は。

4 番 平 野 それでは賛成の立場から討論をさせていただきます。

寄中学と旧松田中学校が統合し、新生松田中学校としてスタートした平成31年春は、また令和に改元となり、第6次総合計画のスタートでもあり、また町制施行110周年の年でもありました。5月には自主事業として、「ロス・カルカス」コンサートが開催され、前年度に改修が終わったばかりの文化センター大ホールは満員となりました。

本山町政となって、地方創生推進事業など、国の補助金を活用する事業が増えましたが、順次実りを迎えております。令和元年度は、女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業として、旧松田土木事務所の工事が完了し、5月に子育て支援センターが入り、11月からは愛称「スプラポ」と決まり、様々な活動の拠点として供用を開始しております。定住化策としての町営住宅整備も、前年度末に完成し入居開始となり、「ラ・メゾンカラフル町屋」では子供の声が響いておりますが、この年度の子育て世帯の施策としては、0から2歳児を対象とした小規模保育所「なのはな保育園」も開園し、また、教育においてはこの年度も継続的にICT推進事業に取り組んでおり、このことが今回の新型コロナ禍での長期休校期間、オンライン学習の実現に結実しております。学校へのエアコン配備は、普通教室だけではなく特別教室にもつけられております。そして、次なる大型事業、松田小学校建て替え事業が動き始め、子育て世代からは木造りの学校への期待の声を聞いております。

そうした中、自主財源の根幹である町税は、ここ10年近く、16億円前後を推移しており、新たな財源確保が模索されておりますが、ふるさと納税は残念ながら目標には届かず、8,800万円でした。町債発行額は、前年度比較1億8,000万円の減で4億9,000万、臨時財政対策債発行額も2,000万円減、1億6,900万円ほどとなっておりますが、今後の大型事業に向け増加に転じることが予測されます。

介護費や医療費の増加に伴い、やはり扶助費は年々増加しておりますが、福祉・健康でのきめ細かな事業は、サービス水準を保ちました。安全・安心を守る面では、防災行政無線デジタル化も計画的に進んでおります。この年の予算審査でも、多めであると指摘されていた物件費中の委託料は、平成28年をピークに減少に転じており、4億1,000万となっております。

歳入総額46億5,000万、歳出総額44億1,000万、翌年に繰り越すべき額を引いても実質収支2億円余りの黒字となり、実質収支比率5.3の適正レベルを維持しております。町の貯金である財政調整基金は3億5,000万、近隣市町と比べ少ないとの指摘もありますが、一般的には標準財政規模の10から20%が適正と言われており、松田町は標準財政規模29億とのことですから、その範囲内で収まっております。

以上、投資的な事業も計画的に展開しつつ、経常的な町民サービスも工夫しながら実施されており、財政諸指標を見ても適正と判断し、令和元年度の一般会計歳入歳出決算を承認いたします。

議 長 ほかにございませんか。

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り採決を行います。認定第1号令和元年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員会報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって本案は委員会報告のとおり認定されました。

議 長 暫時休憩します。休憩中に議会全員協議会をこの会議場で開催します。関係職員以外の方は退席をお願いします。(9時44分)

- 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時50分)
- お諮りします。休憩中に町長より「議案第47号令和2年度松田町一般会計補正予算(第10号)」の提出がありました。この議案を追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。
- (「異議なし」の声多数)
- 異議なしと認めます。議案第47号令和2年度松田町一般会計補正予算(第10号)を日程に追加し、議題といたします。事務局は配付してください。
- (資料配付)
- 配付漏れはございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 配付漏れなしと認めます。
- 議 長 暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会を開催し、議案の取扱い等について審議してください。 (13時52分)
- 議 長 休憩を解いて再開します。 (14時03分)
- この議案の取扱いについて、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長 井上栄一君。
- 議会運営委員長 議会運営委員会の報告を申し上げます。議案第47号令和2年度松田町一般会計補正予算(第10号)の取り扱いについて、9月18日14時より、役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。
- 議案第47号につきましては、委員会付託ということでお願いをいたします。委員会につきましては、11名で構成する一般会計補正予算審査特別委員会に付託をいたします。会期の変更はございません。
- 1番、議案の提案説明と細部説明を行い、説明が終わり次第質疑までを行います。その後、一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、付託をいたします。また、議長におかれましては、オブザーバーとして委員会に出席をしていただきます。以上でございます。
- 議 長 議会運営委員会の報告が終わりました。

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

それでは暫時休憩とします。休憩中に委員会の構成、委員長、副委員長の報告をお願いします。(私語あり)提案説明ですか。

すみません、町長の提案説明を求めます。

町長 議案第47号令和2年度松田町一般会計補正予算(第10号)。令和2年度松田町一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億8,466万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費)第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は「第2表 継続費」による。

令和2年9月18日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願い申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは議案第47号令和2年度松田町一般会計補正予算(第10号)について御説明をさせていただきます。

初めに、3ページをお開きください。第2表継続費の補正でございます。松田小学校整備事業における、令和2年度契約予定の校舎建設工事及び管理委託料について。複数年にわたる公共工事として、事業完了に数年を要する事業で、その総額及び年割額、期間が決まりましたので、ここで継続費として設定するものでございます。総額につきましては23億4,036万円、令和2年度年割額4億9,995万円、3年度18億3,641万円、4年度400万円でございます。この継続費につきましては、支出の権限まで付与されるもので、その年度に契約をする事業のみ設定するものでございます。

続きまして10ページ、11ページ、歳入になります。まず、寄一番地の利活用につきましては、町有地寄字一番地の売却に係る一般競争入札を8月28日に行

ったところ、平成27年度に松田町土地開発基金で取得した土地の残りが落札したことに伴い、早急に土地の売買契約を締結するため、土地開発基金から一般会計で買い戻すための補正を提案するとともに、議案第46号での追加議案でお認めいただいた土地の売買契約に伴う補正予算を併せて計上させていただくものでございます。本件につきましては、寄一番地の国道246号線を挟んで、川音川側のですね、土地777平米の土地開発基金で取得した土地について、その売却収入、また、寄附を受けた国道246号線の上り線西側、湯の沢団地側の1万2,578.65平米の土地の売却収入となります。

それでは款17財産収入、財産売払い収入、不動産売払い収入、町有地売払い収入として、土地開発基金の取得した用地、売却額1,120万円と、寄附を受けた土地については1億9,100万円を補正するもので、併せて2億220万円の歳入の補正となります。

続きまして12、13ページでございます。総務費、総務管理費、財政管理費、積立金につきましては、寄附を受けた土地1万2,578.65平米の土地の売却収入の経費につきましては、今後の財産の維持及び買戻し特約など、長期にわたる財産の育成のために取得するための経費、いわゆる財政調整基金条例第6条第1項第4号の規定により処分するとともに、今後のコロナ感染症による第2、第3波の対策、併せて自然災害など緊急対応を含めてですね、この売却額1億9,100万円を財政調整基金に積み立てるための歳出の補正でございます。また、土地開発基金で取得した777平米の土地の売却収入と同額の1,120万円の補正を行うものでございます。これは公有財産購入費として、土地開発基金からですね、一般会計で買い戻すための補正になります。今後、台帳補正をするとともに、土地開発基金の目的の公共に供する土地の取得による円滑な執行を進めてまいります。

続きまして、地方自治法施行令第144条に基づき添付するものでございます。14ページになります。こちらは継続費に関する調書を添付させていただきました。

以上、令和2年度松田町一般会計補正予算（第10号）について、御審議よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

5 番 田 代 1点、財産管理費、財政調整基金1億9,100万円の積み立てについて質問させていただきます。この件については9月11日ですか、議案第46号で、財産の処分ということで入った、議決した内容というふうに認識しております。ここで決算のときに、上程あったときに、私、発言して、町長と平行線だったので、そのことについて引き続き、申し訳ないですけども、くどいようですけども、質問させていただきます。

このときの議決は、迷惑施設、これを立地させないための禁止用途の規定、これについて売買契約書の17条にうたっております。これについて違反した場合に、買戻し特約ということで、10年以内にこういった禁止用途のことを違反してやった場合は、町が買い戻しますよと。それが地域住民に対しての、私は担保だと考えております。それで前回、それは財政調整基金に使うべきではないと、土地開発基金に積み立てるべきだということでお話しして、平行線でありました。

そのとき町長は、しっかりした企業だから大丈夫ですよと、変なふうにはいかないだろうということ、財政調整基金でよろしいのではないかというお話だったんですけども、やはり私ども地方公共団体は、担保というものがが必要です。個人に例えれば、いや、私は元気だから、保険なんて掛けなくて大丈夫ですよという人は少ないと思います。何かあったときのために保険を掛けております。私はそれを、掛け捨ての保険でこのお金がなくなってしまうわけではない。ただ、たまたま積むところが財政調整基金ではなく、本来の目的である土地開発基金、公共の用に資することを目的とした基金に積み立てたほうがよいのではないかということで、前回のちょっと蒸し返しになって恐縮なんですけども、町長のお考えをお願いいたします。（私語あり）

政策推進課長 まずですね、寄附を受けた土地の売却に伴う収入の積み立てについて、まず説明をさせていただきます。まず、土地開発基金にまず積み立てていくということなんですが、まず土地開発基金の条例第1条、設置の目的がございます。この条例の目的ではございますが、いわゆる公用、もしくは公共用に供する土地、または公共の利益のために取得する必要のある土地とあります。それとで

すね、また公共の利益のために取得する必要がある土地とあります。ここではすね、将来地方公共団体が使用することを前提に取得する土地というふうに、地方財務事務の提要にも書かれています。（「それはこの間、私が発言しています。十分承知しています。」の声あり）はい。すなわち、寄一番地の土地につきましては、買戻し特約事項が、10年間の間に違反行為や契約の解除が買戻しすることはできますが、再度、今、町の方針として、この土地を買い戻して今後処分するという方針がございます。この方針につきましては、売却を前提とした土地開発基金の取得することは、この基金の目的から反するというふうに、私はなると考えてございます。

また、土地開発基金に積み立てた場合に、特約期間がございます。10年間違反がなかったときに、積立額を速やかに処分し、一般会計に戻してすぐ使えるようになるかということがまずございます。土地開発基金がすね、この分類には定額運用基金となりますので、地方自治法の241条3項の適用は直接は受けませんが、土地開発基金条例に定める処分の方法によりすね、歳入歳出の予算を受けて一般財として使用することは可能とされておりますが、松田町土地開発基金条例においては、その処分の規定がないため、この一部の現金のみを処分し、一般会計に戻すことはできないというふうに解されてございます。すなわち、現在の規定では、処分を目的に、いわゆる買い戻しの後につきましては、設置目的の公共のためではないと取得することはできないというふうになるものでございます。

そして、なぜ財政調整基金に積み立てていくかということがございます。ここではすね、財政調整基金条例の第6条第1項第4号にすね、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるときに、いわゆる処分することができるという規定がございます。またすね、財政調整基金に積み立てる場合においては、一般会計で買い戻すことができるというふうな判断でございます。さらにすね、事業者がすね、今後事業が軌道に乗りすね、町民との話し合いを踏まえて、民法の買戻し特約を途中で解約することは、これは可能です。可能です。いわゆる5年後、6年後にすね、この特約を解除することは可能という形で、これは顧問弁護士にも確認はしてある

んですけれども、そうしたときを含めてですね、特約期間の途中において想定されることも踏まえて、財政調整基金に積み立てて、今後の不測の事態等の財源に充てていくという判断のもとに、町としては財政調整基金に積み立てていきたいというふうに考えるところでございます。以上です。

5 番 田 代 今の課長の説明、申し訳ないですけど、土地開発基金の目的、十分承知しております。それでお話しするのが、多分これ町の立場であるとな、これからの財政計画で、松田小学校が数年で落ち着いてくるだろうと。建設ももう3年、4年たてば一つの区切りがつくと。併せてこれから新松田駅を、町長はスタートしようとしています。私、お話ししたいのは、新松田駅のときに進んでくると、公共用地の町の買取りというものが出てくると思います。専用通路をつくって、そこに町の施設ですから、町が買い取ると。そういうときに、この土地開発基金に積んでると使えるのかなと。

ここで矛盾点が、10年の期間があります。買い戻し特約の10年の期間。前回もお話ししたのが、信用できる業者であっても、やはり担保として、自治体はしっかりこのお金は確保すべきだというふうに、私、発言させていただきました。そのような中で、今回積み立ててしまうと、10年は触れないよと。10年以内に新松田駅の関係で、町が新松田駅の専用通路、そういったものの公共部分を買わなければいけないと、そういうふうな想定をしたときに、これがうまくお金が回るのではないかなと、そういう提案で、今回申し上げます。そこが、あとは議会との話し合いだと思んですけども、初めの「よういドン」から少し落ち着くまでは、やはり寄字一番地の土地がどういうふうになるのかというのは、少し静観しなければいけないのかなと。静観した中で、3年、5年すればかなり落ち着くと思います。そうしましたら、この積み立てたお金に関して、公共用地のために積み立てたんだと。このお金を、本来であれば残りの買い戻し期間の担保の期間、5年あるけれど、もう大丈夫だと。議会の皆さん、このお金をぜひ新松田のほうに使わせてほしいというふうな形が、私はすごくきれいなのかなと。また、地域の住民、周辺地区の住民や寄地区の住民の方にも、10年間の特約、買い戻し特約、または禁止用途の町の対抗手段が、しっかり行政として説明責任を果たせるのかなと。そういうふうな考えで私はおります

けれども、町長、いかがでしょうか。

町 長 前回、今日という日を迎えるのは当然分かっていただけなので、それなりに勉強させていただいて、いただきました。おっしゃるとおりに私もですね、今現在ある現金でさえも、ああ、あの駅の周辺のお金に使えるなというふうに踏んでるんです。それはそれとして、この土地開発基金の条例の話は今説明して、ぴんと来にくかったかなと。もう、この行政マン同士のやり取りだから、ここは分かってらっしゃるだろうと思いますけど。

一応私は、私もこれ勉強して、勉強してというか学んでですね、私を感じたことは、この土地開発公社、開発基金の中にお金を突っ込んでしまえば、この中でしかお金って使えないですね。この中でしかお金が使えないんです。だから災害のときに、不測の事態が起きたときに使えないんです。使おうとすれば、ここにある現金を貸付けができるんです。このね、繰替え運用ということになるので、そういった格好で行くなら、例えばおっしゃられるような格好で、例えば3年後落ち着いた、お金を使いたい。駅の関係というのもあるのは当然あるけど、そのほかに使えないんですよ、このお金って。といった面で考えれば、同じような感覚の中で財調にしっかりためていかないと、もうこの基金ばかり大きくなって、じゃあこの基金を、もうどうしてもお金を使いたいということになると、この基金条例を廃止して、昔で言うと公社をなくしたような状況にしないと、このお金が使えないということを考えれば、私の中での最終的な判断はですね、先ほど田代議員が言われたようなときも考えつつ、何をやるにしても財政調整基金の中に入れれば、1円動かすにしても予算化しながら、皆さん方に承認を頂きながらやっていくということになってくるので、例えば先ほど、どうしても土地が買いたいとか何とかってときに、この土地開発公社基金を使っても、ちょっと足りない分があるよということになれば、財調を崩してそこにやっていくよとかっていう手法ができつつ、いざ何どきに使えるお金がやはり動かしやすい、要は議会の皆さんの承認を得た後に動かしやすいお金が、その土地だけの目的じゃないところで使えるところに置いたほうが、私はより、町民の皆様方、また議会の皆さん方の承認が得られるんじゃないかということで、いろいろ勉強した結果、最終的に、はい、こちらのほうに置か

せて、財政調整基金に積み立てさせていただきたいということで提案させていただきました。以上です。

5 番 田 代 政策推進課長に確認させていただきます。財政調整基金、松田町財政基金条例、その中の、ちょっと書き取り切れなかったんですけども、6条だか何かそのぐらいのところに、別書きがあるというふうなお話だったんですけども、それについてもう一度丁寧に説明してください。

政策推進課長 財政調整基金のですね、条例第6条、第1項、第4号、ここに次の各号の1に該当する場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる規定でございます。この4号は、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるときとなっております。ここがですね、いわゆる財政調整基金の中でですね、やっぱり必要な土地等の処分等が必要になった場合には、速やかにできるということでございます。以上です。

5 番 田 代 ここは私、ちょっと見落としてました。第6条1項4号に、今のお話を私なりに解釈させていただくと、長期にわたる利用する土地を取得するときに、このお金を使えることができるというお話ですね。そうすると、それは理解しました。そうすると、担保があるかどうか、要するに財政調整基金にこの1億9,100万をどんと積んだと。その後、何かあったときに全部使えるんだよと、時間が過ぎてしまったときに。そうではなくて、今、政策推進課長が発言された、こういった担保で、この1億9,100万はここに積むんだよと、そういう事務書類が正確に処理されて、後につながる、そういうものがあれば私、納得します。お答えをお願いいたします。

政策推進課長 まず担保ということなんですけども、ここの担保につきましては、現在あるかということ、まず財政調整基金の財源の確保ですね。いわゆる確保につきましては、基金計画は今現在ございません。ございません。町の総合計画に定めている、財政運営の目標指標というのはございます。これは、いわゆる財政調整基金現在高が、財政、標準財政規模の10%を必ず確保するというふうに定めておりますので、私はこの中で、この3億という中で担保として、これは申し合わせ、事務的な申し合わせも徹底して進めていくという形で今、考えているところでございます。以上です。

5 番 田 代 明確には理解できなかったんですけども、お話の内容、大体理解いたしました。町長、仮にね、これ基金積み立てるといのはいいことなんですよ。ただ、ポケットが違うので、今、議論してるんですけどね。そのときに、これ幸いにも付託になりましたから、私、反対討論して反対に回るのではなくて、議論した中でね、皆さんの賛同を頂ければ、その附帯項目、条件付で、この基金はこうなんですよというのを入れたいと思うんですけども、それについて、例えば土地開発基金に入れてしまったら、もう身動きとれない。でも、そういった附帯項目をつけて、財政調整基金に積んで、それで議会の承認得られれば、どうしても災害とかとんでもないときは使えると。そのようなこともありかなと思うんですけども、ただし、そういったことがないときはね、この1億9,100万円というのは、やはり担保期間はある程度もう残しておいていただきたい。そんなような考えがあるんですけども、町長いかがでしょうか。

町 長 先ほどの鈴木政策課長から、推進課長から話あったように、今、基金をですね、どういった格好で活用していくのかという、基金の計画はないです。ないので、それをしっかりと作ってですね、この実際のところ、すぐこの約1億9,100万円を使うというようなことは考えていませんし、ただ、担保という部分でいくと、先ほど言われてるような議会の…担保という前にか、ごめんなさい。担保という前に、実際この調整基金を使うときは、1円からでも皆さんの承諾を得ないと使えないので、その都度ですね、皆さんたちが御健在で議会にいらっしゃるということを前提に物事を言っちゃいけないでしょうけども、そういったものもいろいろ考えつつですね、お互いで申し合わせ、何だろうな、やっぱり議事録にしっかり残すような格好で、このお金はこういうお金なんだよということを、我々も当然認識した中で運用をしていきたい、運営をしていきたいということを思いますし、議会の皆さん方もそういった点で附帯事項なり何なりつけていただいでですね、やっていただけるのも、それは一つの方法だというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 幸いこれ付託で、これから議論する内容なんでね、また私の持論はひとつ置いておいて、議員の皆さんと議論した中でね、その方向について私なりに答えを出したいと、そのように考えます。以上終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号令和2年度松田町一般会計補正予算(第10号)は、一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、委員会に付託の上審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって本案は一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、付託の上審査することに決定しました。

ここで暫時休憩しますので、休憩中に委員の人数、氏名、正副委員長など必要な事項を決定するようお願いします。決定しましたら議長まで報告願います。

暫時休憩します。(14時30分)

議 長 それでは休憩を解いて再開いたします。(14時35分)

一般会計補正予算審査特別委員会の構成、委員の報告がありました。読み上げます。

委員は議長を除く議員11名です。委員長は寺嶋正君、副委員長は中野博君です。一般会計補正予算審査特別委員会の構成、委員会委員、及び正副委員長を選出することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。委員の方は、令和2年度松田町一般会計補正予算(第10号)について審査をよろしくお願いします。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしくお願いします。

議 長 暫時休憩します。町長以下職員は自席で待機してください。(14時36分)

議 長 休憩を解いて再開します。(16時57分)

お諮りします。休憩中に一般会計補正予算審査特別委員会委員長より、一般会計補正予算(第10号)審査特別委員会報告書の提出がありましたので、この議案を追加日程第2として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。「議案第47号令和2年度松田町一般会計補正予算(第10号)一般会計補正予算審査特別委員会報告」を、追加日程第2として追加してください。

事務局は議案を配付してください。

(資 料 配 付)

お諮りします。この議題が終わるまで、延会してよろしいでしょうか。延長してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議 長 追加日程第2「議案第47号令和2年度松田町一般会計補正予算(第10号)(一般会計補正予算審査特別委員会報告)」を議題といたします。
本案については、一般会計補正予算審査特別委員会の審査報告を求めます。
委員長 寺嶋正君。

一般会計補正予算
審査特別委員長

それでは、委員会報告を行わせていただきます。令和2年9月18日、松田町
議会議長 飯田一殿。一般会計補正予算審査特別委員会委員長 寺嶋正。

一般会計補正予算審査特別委員会報告書。本委員会は9月18日に、役場4階
大会議室において、委員11名全員出席のもとに特別委員会を開催し、令和2年
第3回議会定例会において付託された議案第47号「令和2年度松田町一般会計
補正予算(第10号)」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告し
ます。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきもの
と決定しました。

2、審査の内容。副町長、政策推進課長、参事兼総務課長、教育委員会課長
ほか関係職員出席のもと、質疑を行い審査しました。この結果、次の附帯事項
を遵守して執行するよう申し入れます。

(1) 寄字一番地の土地売買代金1億9,100万円を財政調整基金へ積み立てることについては、同基金条例第6条第4号の規定に基づき、土地売買契約書第18条の売買物件の買戻しの財源とすること。

(2) 松田町立小学校校舎建設事業基本協定書を変更した際、速やかに議会に報告すること。

(3) 工事監理業務委託については、共同企業体以外の透明性のある業者と契約をすること。

(4) 構造等重要な検査については、町専門職員立会いのもと実施すること。

以上報告を終わります。よろしくお願ひします。

議 長 一般会計補正予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第47号令和2年度松田町一般会計補正予算(第10号)に対する委員長の報告に賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 お諮りします。日程を残しておりますが、本日は延会とさせていただきたいのですが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。本日は延会とします。

今後の日程についてお知らせします。9月19日から24日までは休会とします。9月25日は午後2時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださいますようお願いいたします。本日は大変御苦労さまでした。(17時03分)